



# 熊本県公報

号外第 1 0 号

平成 23 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

訓 令		
○熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令	(人事課)	1
○熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	1
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	2
○熊本県文書規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	8
○熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	10
○熊本県工事入札参加者資格審査会設置規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	10
○熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	11
○熊本県食物衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	11
○熊本県物価監視員設置規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	11
○熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	11
○熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	12
○熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	14
○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	15
○熊本県新幹線都市整備室設置規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	20
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(総務事務センター)	21
○熊本県税条例施行規則第 3 条第 3 項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令	(税務課)	21
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	22

## 訓 令

### 熊本県訓令第 4 9 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令  
熊本県法令審議会規程（昭和 2 7 年熊本県訓令第 5 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「関係部課長」を「関係部（公室）・局・課（センター）長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県訓令第 5 0 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県産業技術センター処務規程（昭和 3 1 年熊本県訓令第 1 2 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 総務管理室
- (2) 技術交流企画室
- (3) ものづくり室
- (4) 材料・地域資源室
- (5) 食品加工技術室

第 3 条第 5 項及び第 6 項中「産業技術審議員」を「審議員」に改め、同条第 1 0 項中「主

幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。  
第4条総務企画室の項中「総務企画室」を「総務管理室」に改め、同項第6号から第10号まで次のように改める。

- (6) 所内事務の統一調整及び取締りに関すること。
- (7) 計量関係の登録及び届出並びに適正計量管理事業所の指定に関すること。
- (8) 計量器の検定及び検査並びに基準器の検査に関すること。
- (9) 計量取締りに関すること。
- (10) 適正な計量の実施を確保するための指導、普及及び啓発に関すること。

第4条総務企画室の項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第4条総務企画室の項の次に次の1項を加える。

技術交流企画室

- (1) 技術情報の収集及び分析並びに技術交流企画に関すること。
- (2) センターの広報及び産業技術の普及促進に関すること。
- (3) 試験研究等の総合調整及び企画に関すること。
- (4) 試験施設及び設備の利用に関すること。
- (5) 県内工業団体、研究機関等との連携及び調整に関すること。
- (6) 情報技術の試験研究及び指導に関すること。
- (7) 工業デザイン及び商品企画の研究開発及び指導に関すること。
- (8) 知的財産権及び技術革新の促進に関すること。

第4条ものづくり室の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第4条食品加工室の項中「食品加工室」を「食品加工技術室」に改める。

第4条計量検定室の項を削る。

第5条第1項中第23号を第24号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1項を加える。  
(12) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

第5条第2項中第4号を第11号とし、第3号の次に次の7号を加える。

- (4) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (5) 400万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。
- (6) 1,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。）をすること。
- (7) 200万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に限る。）をすること。
- (8) 100万円未満の支出負担行為（第4号から前号までに定めるものを除く。）をすること。
- (9) 1,000万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (10) 設備の一時使用承認に関すること。

第5条第3項中「計量検定室長」を「総務管理室長」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号を削る。

第6条第2項中「総務企画室長」を「総務管理室長」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第51号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令

熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項、第11条第3項及び第5項中「総室・室・」を削る。

別表第1第1の項から第4の項までの規定中「総室・室・」を削り、同表第5の項中「熊本県税務事務所管内にある地方出先機関」を「熊本市にある地方出先機関」に改め、同表第6の項から第9の項までの規定中「総室・室・」を削り、同表第10の項、第11の項及び第12の項中「危機管理・防災消防総室」を「消防保安課」に、「危機管理・防災消防総室長」を「消防保安課長」に改め、同表第13の項を次のように改める。

1 3	熊本県知事印	方 2 7	一般文書用 (所用)	地域振興局 (宇城地域振興局、菊池地域振興局、八代地域振興局及び天草地域振興局を除く。) 当該地域振興局管内にある地方出先機関 (上益城地域振興局土木部及び消防学校を除く。)	地域振興局長 (宇城地域振興局長、菊池地域振興局長、八代地域振興局長及び天草地域振興局長を除く。)
				宇城地域振興局 宇城地域振興局管内にある地方出先機関 中央家畜保健衛生所	宇城地域振興局長
				菊池地域振興局 菊池地域振興局管内にある地方出先機関 熊本県税事務所 (菊池総務課及び菊池税務課に限る。)	菊池地域振興局長
				八代地域振興局 八代地域振興局管内にある地方出先機関 熊本県税事務所 (八代総務課及び八代税務課に限る。)	八代地域振興局長
				天草地域振興局 天草地域振興局管内にある地方出先機関 熊本県税事務所 (天草総務課及び天草税務課に限る。)	天草地域振興局長
				熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 別表第 1 第 1 号に掲げる地方出先機関	熊本県税事務所長
				熊本県会計規則別表第 1 第 13 号に掲げる地方出先機関 (熊本土木事務所を除く。)	熊本土木事務所長
<p>別表第 1 第 1 9 の項中「総室・室・」を削る。                  別表第 1 第 2 2 の項中「熊本県総務部長印」を「熊本県知事公室危機管理監印」に、「方 2 4」を「方 2 1」に、「総務部」を「知事公室危機管理防災課」に、「県政情報文書課長」を「危機管理防災課長」に改める。                  別表第 1 中第 4 9 の項を第 6 7 の項とし、第 4 8 の項を第 6 6 の項とし、同表第 4 7 の項中「熊本県税事務所長印」を「熊本県熊本県税事務所長印」に改め、同項を同表第 6 5 の項とし、同表第 4 6 の項中「賦課」を削り、「障害者支援総室」を「障がい者支援課」に改め、同項を同表第 6 4 の項とし、同表中第 4 5 の項を削り、第 4 4 の項を第 6 3 の項とし、第 4 3 の項を第 5 9 の項とし、同項の次に次の 3 項を加える。</p>					
6 0	熊本県熊本県税事務所長印	方 2 1	一般文書用 (専用)	熊本県税事務所 菊池税務課	熊本県税事務所の菊池税務課を担当する次長

61	熊本県熊本 県税事務所 長印	方 21	一般文書用 (専用)	熊本県税事務所 八代税務課	熊本県税事務所の八代税 務課を担当する次長
62	熊本県熊本 県税事務所 長印	方 21	一般文書用 (専用)	熊本県税事務所 天草税務課	熊本県税事務所の天草税 務課を担当する次長

別表第1中第42の項を第58の項とし、第39の項から第41の項までを16項ずつ繰り下げ、第38の項中「熊本県何部何課(総室・室・センター)長印」を「熊本県何部何局何課(センター)長印」に、「何部何課」を「何部何局何課」に、「主管課(総室・室・センター)長」を「主管課(センター)長」に改め、同項を同表第54の項とし、同表中第37の項を削り、第36の項を第53の項とし、第35の項を第52の項とし、第34の項を第48の項とし、同項の次に次の3項を加える。

49	熊本県土木 部道路都市 局長印	方 21	一般文書用	土木部道路都市 局	道路整備課長
50	熊本県土木 部河川港湾 局長印	方 21	一般文書用	土木部河川港湾 局	河川課長
51	熊本県土木 部建築住宅 局長印	方 21	一般文書用	土木部建築住宅 局	建築課長

別表第1第33の項中「熊本県農林水産部農業振興局長印」を「熊本県農林水産部経営局長印」に、「農林水産部農業振興局」を「農林水産部経営局」に改め、同項を同表第43の項とし、同項の次に次の4項を加える。

44	熊本県農林 水産部生産 局長印	方 21	一般文書用	農林水産部生産 局	農業技術課長
45	熊本県農林 水産部農村 振興局長印	方 21	一般文書用	農林水産部農村 振興局	農村計画課長
46	熊本県農林 水産部森林 局長印	方 21	一般文書用	農林水産部森林 局	森林整備課長
47	熊本県農林 水産部水産 局長印	方 21	一般文書用	農林水産部水産 局	水産振興課長

別表第1中第32の項を第42の項とし、第31の項中「県政情報文書課長」を「観光課長」に改め、同項を同表第41の項とし、同表中第30の項を第40の項とし、第29の項を第39の項とし、第28の項を第38の項とし、第27の項を第35の項とし、同項の次に次の2項を加える。

36	熊本県環境 生活部環境 局長印	方 21	一般文書用	環境生活部環境 局	環境政策課長
37	熊本県環境 生活部県民 生活局長印	方 21	一般文書用	環境生活部県民 生活局	環境政策課長

別表第1中第26の項を第31の項とし、同項の次に次の3項を加える。

32	熊本県健康 福祉部子ど も・障がい 福祉局長印	方 21	一般文書用	健康福祉部子ど も・障がい福祉 局	子ども未来課長
33	熊本県健康 福祉部健康	方 21	一般文書用	健康福祉部健康 局	医療政策課長

	局長印				
34	熊本県健康福祉部ねんりんピック推進局長印	方 21	一般文書用	健康福祉部ねんりんピック推進局	ねんりんピック推進課長

別表第 1 中第 25 の項を第 30 の項とし、第 24 の項を第 27 の項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

28	熊本県企画振興部地域・文化振興局長印	方 21	一般文書用	企画振興部地域・文化振興局	企画課長
29	熊本県企画振興部交通政策・情報局長印	方 21	一般文書用	企画振興部交通政策・情報局	企画課長

別表第 1 第 23 の項中「熊本県総務部危機管理監印」を「熊本県総務部長印」に、「方 21」を「方 24」に、「総務部危機管理・防災消防総室」を「総務部」に、「危機管理・防災消防総室長」を「県政情報文書課長」に改め、同項の次に次の 3 項を加える。

24	熊本県総務部文書私学局長印	方 21	一般文書用	総務部文書私学局	県政情報文書課長
25	熊本県総務部総務税務局長印	方 21	一般文書用	総務部総務税務局	総務事務センター長
26	熊本県総務部市町村局長印	方 21	一般文書用	総務部市町村局	市町村行政課長

別表第 2 中「 22 「 22

熊 本 県  
総 務 部 長

を

熊 本 県  
知 事 公 室  
危 機 管 理 監

に改め、

縦 24 横 24 「 縦 21 横 21 」  
49 を 67 とし、46 から 48 までを 18 ずつ繰り下げ、45 を削り、44 を 63 とし、43 を 59 とし、59 の次に次のように加える。  
60 61 62

熊 本 県  
熊 本 県 税  
事 務 所 長  
菊池税務課専用

熊 本 県  
熊 本 県 税  
事 務 所 長  
八代税務課専用

熊 本 県  
熊 本 県 税  
事 務 所 長  
天草税務課専用

縦 21 横 21

縦 21 横 21

縦 21 横 21

別表第 2 中 42 を 58 とし、39 から 41 までを 16 ずつ繰り下げ、

「 3 8  
 熊 本 県 総  
 務 部 〇 専  
 課 (総室・室・センター) 長

縦 21 横 21  
 3 5 を 5 2 とし、  
 4 9

「 5 4  
 熊 本 県 総  
 務 部 〇 文 書  
 〇 私 学 局 〇 県  
 〇 政 情 報 〇 文  
 〇 課 (センター) 長

を  
 縦 21 横 21  
 5 0

に 改 め、3 7 を 削 り、3 6 を 5 3 と し、

」 3 4 を 4 8 と し、4 8 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。  
 5 1

熊 本 県 土  
 木 部 道 路  
 都 市 局 長

縦 21 横 21  
 別 表 第 2 中

熊 本 県 土  
 木 部 河 川  
 港 湾 局 長

縦 21 横 21

熊 本 県 土  
 木 部 建 築  
 住 宅 局 長

縦 21 横 21

「 3 3  
 熊 本 県 農 林  
 水 産 部 農 業  
 振 興 局 長

縦 21 横 21  
 4 4

「 4 3  
 熊 本 県 農  
 林 水 産 部  
 経 営 局 長

を  
 縦 21 横 21  
 4 5

に 改 め、4 3 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

熊 本 県 農  
 林 水 産 部  
 生 産 局 長

縦 21 横 21  
 別 表 第 2 中 3 2 を 4 2 と し、2 8 から 3 1 ま で を 1 0 ず つ 繰 り 下 げ、2 7 を 3 5 と し、  
 3 5 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。  
 3 6

熊 本 県 農 林  
 水 産 部 農 村  
 振 興 局 長

縦 21 横 21  
 3 7

熊 本 県 農  
 林 水 産 部  
 森 林 局 長

縦 21 横 21  
 4 6

熊 本 県 農  
 林 水 産 部  
 水 産 局 長

縦 21 横 21  
 4 7

熊 本 県 環  
 境 生 活 部  
 環 境 局 長

縦 21 横 21  
 別 表 第 2 中 2 6 を 3 1 と し、3 1 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。  
 3 2

熊 本 県 環 境  
 生 活 部 県 民  
 生 活 局 長

縦 21 横 21  
 3 3  
 3 4

熊本県健康福祉  
部子ども・障が  
い福祉局長

縦 21 横 21  
別表第 2 中 2 5 を 3 0 とし、2 4 を 2 7 とし、2 7 の次に次のように加える。  
2 8

熊 本 県 健  
康 福 祉 部  
健 康 局 長

縦 21 横 21  
2 9

熊本県健康福  
祉部ねんりん  
ピック推進局長

縦 21 横 21

熊本県企画振  
興部地域・文  
化振興局長

縦 21 横 21  
別表第 2 中  
2 3

熊本県企画振  
興部交通政策  
・情報局長

縦 21 横 21

熊 本 県  
総 務 部  
危機管理監

縦 21 横 21  
2 4

熊 本 県  
を  
総 務 部 長

縦 24 横 24  
2 5

に改め、2 3 の次に次のように加える。

熊 本 県 総  
務 部 文 書  
私 学 局 長

縦 21 横 21  
別表第 3 中「総室・室・」を削る。  
附 則

熊 本 県 総  
務 部 総 務  
税 務 局 長

縦 21 横 21

熊 本 県 総  
務 部 市 町  
村 局 長

縦 21 横 21

- この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この訓令の施行の際現に使用している次の表に掲げる公印については、この訓令による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、これを改刻するまでの間は、附則別表で定めるひな形のものを使用することができる。

番号	公印の種類	寸法 (ミリメー トル)	用途	使用する機関	管守者
38	熊本県何部 何課(総室 ・室・セン ター)長印	方 21	一般文書用	何部何課	主管課(総室・室・セン ター)長

附則別表

38

熊本県総務部

課(総室・室・センター)長

縦 21 横 21

熊本県訓令第52号

本庁各部(公室・局)課(総室・室・センター)各地方出先機関

熊本県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県文書規程の一部を改正する訓令  
 熊本県文書規程(昭和34年熊本県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。  
 第2条第1号中「部(公室)及び課(総室・室・センター)並びに」を「部(公室)・部内局・課(センター)及び」に改める。  
 第6条第2項中「土木総務課長」を「総務出納課長」に改め、同条第4項中「土木総務課」を「総務出納課」に改める。  
 第9条第1項中「、危機管理監名、部内局長名、課長名又は第18条第9号に定める監名」を「、部内局長名、危機管理監名又は課長名」に改める。  
 第18条第3号を次のように改める。  
 (3) 部長又は公室長限りで決裁するもの「部長」又は「公室長」  
 第18条第5号中「又は部次長」及び「又は「次長」」を削り、同条中第6号から第9号までを次のように改める。  
 (6) 部内局長限りで決裁するもの「部内局長」  
 (7) 危機管理監限りで決裁するもの「危機管理監」  
 (8) 出納局長限りで決裁するもの「出納局長」  
 (9) 課長又はセンター長限りで決裁するもの「課長」又は「センター長」  
 第18条中第10号を削り、第11号を第10号とする。  
 第20条第1項中「部(公室)内の他課」を「部(公室・局)内の他課(センター)」に、「関係課長」を「関係課(センター)長及び関係部内局長」に、「主管部(公室)長」を「主管部(公室・局)長」に改め、同条第2項中「部(公室)内の課」を「部(公室・局)内の課(センター)」に、「主管部(公室)長」を「主管部(公室・局)・部内局・課(センター)長」に、「関係部(公室)課長」を「関係部(公室・局)・部内局・課(センター)長」に改める。  
 第22条中「合議を受けた部(公室)課」を「合議を受けた部(公室・局)・部内局・課(センター)」に、「主管部(公室)課」を「主管部(公室・局)・部内局・課(センター)」に改める。  
 第24条第1項中「合議を受けた部(公室)課」を「合議を受けた部(公室・局)・部内局・課(センター)」に、「当該部(公室)課長」を「当該部(公室・局)・部内局・課(センター)長」に改め、同条第2項中「部(公室)課」を「部(公室・局)・部内局・課(センター)」に改める。  
 第26条第1項中「主管部(公室)課長」を「主管部(公室・局)・部内局・課(センター)長」に、「関係部(公室)課長」を「関係部(公室・局)・部内局・課(センター)長」に改め、同条第7項中「、次長、危機管理監、部内局長、」を「、政策審議監、部内局長、危機管理監、出納局長及び」に改め、「総室・室・」及び「、監、副総室(室)長、知事秘書及び課長補佐」を削る。  
 第28条第2号中「次長、危機管理監、部内局長、」を「政策審議監、部内局長、危機管理監、出納局長及び」に改め、「総室・室・」及び「、監、副総室(室)長、知事秘書及び課長補佐」を削る。  
 第53条第3項の表中「部(公室)課」を「部(公室・局)・部内局・課(センター)」に改める。  
 別表第1の1本庁の項を次のように改める。  
 1 本庁  
 知事公室付 知付  
 秘書課 秘  
 広報課 広  
 危機管理防災課 危防  
 人事課 人

財政課 財 文書課 県情文  
 政情報興課 私振 総セ  
 私学振興セ ンタ ー  
 総務課 管 税務課 行政課 市町村行  
 管財課 税 市町村財  
 市町村行政課 市町村財  
 市町村財政課 市町村財  
 消防保安課 消保  
 企画課 興課 地振  
 地域振興課 文企  
 文化企画課 文企  
 川辺川ダム総 合対策課 川辺総  
 交通政策課 交政  
 情報企画課 情企  
 統計調査課 統  
 健康福祉政策課 健福  
 健康危機管理課 健危管  
 高齢者支援課 高齢  
 認知症対策・地 域ケア推進課 認地  
 社会福祉課 社福  
 子ども未来課 子未 来  
 子ども家庭福祉課 子家福  
 障がい者支援課 障がい  
 医療政策課 医政課 国高  
 国保・高齢者医療課 健づ推  
 健康づくり推進課 健づ推  
 薬務衛生課 薬衛 ねん  
 ねんりんピク 推進課 ねん  
 環境政策課 環政  
 水俣病保健課 水俣保  
 水俣病審査課 水俣審  
 環境立県推進課 環立  
 環境保全課 環保  
 自然保護課 自保  
 廃棄物対策課 廃対  
 公共関係推進課 公関推  
 くらしの安全推進課 く安  
 消費生活課 消生  
 男女参画・協働推進課 男女協  
 人権同和政策課 人同政  
 商工政策課 商政  
 商工振興金融課 商金  
 労働雇用課 雇  
 産業人材育成課 産人  
 産業支援課 産支  
 新エネルギ一 産業振興課 新エネ  
 企業立地課 企立  
 観光課 観  
 国際課 国  
 くまもと産 業政策課 ラン ド推 進課 水  
 農林水産課 農林水  
 農団体支援課 農振  
 農地・農業 振興課 農振  
 担い手企 業参入支援課 担企  
 流通企 業課 企  
 むら 農産 業技術課 農技  
 農産課 農産  
 農園芸課 園畜  
 農村計 画課 農計  
 農技術管 理課 農技管  
 農地整備 課 農整  
 森林整備 課 森整  
 林業振興 課 林振  
 森林保 全課 森保  
 水産振 興課 水振

漁港漁場整備課 漁整  
 監理課 策課 用対  
 用地対策課 用対  
 土木技術管理課 土技  
 道路整備課 道整  
 道路保全課 道保  
 都市計画課 都計  
 下水環境課 下環  
 河川課 河港  
 港湾課 港砂  
 砂防課 砂防  
 建築課 建営  
 営繕課 営繕  
 住宅課 住会  
 会計課 住会  
 管理調達課 管調  
 別表第 1 の 2 地方出先機関の項中「出納課 宇城出」、「出納課 玉名出」、「出納課  
 鹿本出」、「出納課 菊池出」及び「出納課 阿蘇出」を削り、「土木総務課 上益城土  
 総」を「総務出納課 上益城総出」に改め、「出納第一課 上益城出一」、「出納第二課  
 上益城出二」、「出納課 八代出」、「出納課 芦北出」、「出納課 球磨出」及び「出  
 納課 天草出」を削り、「熊本県立技術短大学校」を「熊本県立技術短期大学校」に、「  
 熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所 新駅整」を「熊本県熊本駅周辺整備事務所 駅整」  
 に改める。  
 別記第 1 3 号様式及び別記第 1 3 号様式の 2 中「次長」を「局長」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 5 3 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令  
 を次のように定める。  
 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する  
 訓令  
 熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程（昭和 3 8 年熊本県訓  
 令 甲 第 5 1 号）の一部を次のように改正する。  
 第 7 条中「の各号」を削り、同条第 2 号中「、総務部次長及び危機管理監」を「及び総  
 務部市町村局長」に改め、同条第 3 号中「危機管理・防災消防総室」を「消防保安課」に  
 改める。  
 別表第 1 の 図 帽 帯 中「総務部長・部次長」を「総務部長・総務部市町村局長」に改め、  
 「危機管理監」及び「危機管理・防災消防総室長」を削り、  
 「危機管理・防災消防総室副総室長」を「消防保安課長  
 政策監（消防保安課勤務を命ぜられた者に限る。）」に、  
 「危機管理・防災消防総室課長補佐」を「消防保安課課長補佐」に、「本庁係長・参事」  
 を「本庁課長補佐（消防保安課課長補佐を除く。）・主幹・参事」に、「地域振興局係長」  
 を「地域振興局課長補佐・主幹・参事」に改め、同表の 図 胸 章 中「総務部長・部次長」を  
 「総務部長・総務部市町村局長」に改め、「危機管理監」及び「危機管理・防災消防総室  
 長」を削り、  
 「危機管理・防災消防総室副総室長」を「消防保安課長  
 政策監（消防保安課勤務を命ぜられた者に限る。）」に、  
 「地域振興部局長」を「地域振興局部長」に、「危機管理・防災消防総室課長補佐」を「消  
 防保安課課長補佐」に、「本庁係長参事」を「本庁課長補佐（消防保安課課長補佐を除く。）・  
 主幹・参事」に、「地域振興局係長」を「地域振興局課長補佐・主幹・参事」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 5 4 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県工事入札参加者資格審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事入札参加者資格審査会設置規程の一部を改正する訓令  
 熊本県工事入札参加者資格審査会設置規程（昭和 3 9 年熊本県訓令甲第 4 6 号）の一部  
 を次のように改正する。  
 第 7 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改め、同条第 3 項中「土木部次長のうちから知  
 事が命ずる」を「土木部政策審議監をもって充てる」に改め、同条第 4 項第 1 号を次のよ  
 うに改める。  
 (1) 農林水産部の政策審議監及び各局長並びに土木部各局長  
 第 7 条第 4 項第 2 号中「、農村計画・技術管理課長、農村整備課長」を「、農村計画課  
 長、技術管理課長、農地整備課長」に、「土木部各課（室）長」を「土木部各局各課長」  
 に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県訓令第 5 5 号**

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令  
 熊本県自家用電気工作物保安規程（昭和 4 1 年熊本県訓令甲第 3 号）の一部を次のよう  
 に改正する。  
 第 2 条第 1 号中「部（公室）及び課（総室・室・センター）並びに」を「部（公室）・局・課  
 （センター）及び」に改める。  
 第 2 2 条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 別表中「危機管理・防災消防総室長」を「危機管理防災課長」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県訓令第 5 6 号**

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和 4 8 年熊本県訓令第 1 0 号）の一部を次のように  
 改正する。  
 第 3 条第 2 項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。  
 附 則  
 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県訓令第 5 7 号**

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県物価監視員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県物価監視員設置規程の一部を改正する訓令  
 熊本県物価監視員設置規程（昭和 4 9 年熊本県訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正  
 する。  
 第 3 条第 2 項中「、環境生活部次長」を「環境生活部県民生活局長」に、「、地域振興  
 局次長」を「地域振興局次長」に改める。  
 第 4 条中「（室）」を「（センター）」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県訓令第 5 8 号**

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定め  
 る。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程（平成10年熊本県訓令第21号）の一  
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県熊本駅周辺整備事務所処務規程  
第1条中「熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所」を「熊本県熊本駅周辺整備事務所」  
に改める。

第2条中「企画連立課」を「企画連立街路課」に改め、同条第3号を削る。

第3条を次のように改める。

（役付職員）

第3条 各課に、課長を置く。

2 事務所に、主幹及び参事を置くことができる。

第4条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を  
同条第3項とする。

第5条総務用地課の項第6号中「熊本駅周辺地域等」を「熊本駅周辺地域」に改め、同  
条同課の項第7号中「九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）鉄道建設事業、」を削り、「連  
続立体交差事業」を「鉄道施設の高架化に関する事業」に改め、同条企画連立課の項中「企  
画連立課」を「企画連立街路課」に改め、同条同課の項第2号中「連続立体交差事業」を  
「鉄道施設の高架化に関する事業」に改め、同条同課の項に次の1号を加える。

(3) 熊本駅周辺地域における街路工事等の調査、設計、監督、受託施工等に関するこ  
と。

第5条中街路整備課の項を削る。

第7条第1項中「次長」を「総務用地課長」に改め、同条第2項を削る。

附 則

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所勤務を命ぜられている  
者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県熊本駅周辺整備  
事務所に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第59号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県熊本県税事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第34号）の一部を次のように  
改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務所に別表第1の左欄に掲げる課を置き、その位置は同表の右欄のとおりとす  
る。

第3条第2項中「及び主幹」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 各課に、課長を置く。

第3条第4項中「参事及び税務専門員（出納課にあっては、参事）」を「課長補佐、主  
幹、税務専門員及び参事」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 総務課に、出納専門員を置くことができる。

第4条中第4項を削り、同条第5項中「特命の」の次に「県税に関する」を加え、同項  
を同条第4項とし、同条第6項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加え、同項を  
同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条に次の1項を加  
える。

8 出納専門員は、上司の命を受け、出納及び経理に関する事務を処理する。

第5条を次のように改める。

（分掌事務）

第5条 各課の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、菊池総務課、菊池税務課、八代総務課、八代税務課、天草総務課及び天草税  
務課に係る第3号、第4号、第6号から第12号まで、第25号及び第26号に掲げる  
事項はこれらの課を担当する次長が専決するものとする。

第6条第1項第3号中「事務所の」を「所属」に改め、同項第19号を削り、同項第1  
8号中「前3号に定めるもの」を「第16号及び第17号に定めるもの並びに次長専決事  
項に係るものを除く。」を加え、同号を同項第18号とし、同項第17号に「（次長専決事項に係  
るものを除く。）」を加え、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、  
第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県

公有財産取扱規則（昭和 3 9 年熊本県規則第 1 7 号）第 1 1 条ただし書の規定により  
 総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

第 6 条第 1 項第 2 3 号中「納税組合奨励金、口座振替手数料、特別地方消費税及び軽油  
 引取税の特別徴収事務取扱交付金並びに」を「軽油引取税特別徴収事務取扱交付金、産業  
 廃棄物税特別徴収事務取扱交付金及び」に改め、同条第 2 項に次の 3 号を加える。

(9) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。  
 (10) 1 0 0 万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。  
 (11) 3 0 万円未満の支出負担行為(リース契約、委託及び前 2 号に定めるものを除  
 く。)をすること。

第 6 条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改める。  
 第 9 条を第 1 2 条とする。  
 第 8 条第 1 項中「において、次長」の次に「(菊池総務課、菊池税務課、八代総務課、八  
 代税務課、天草総務課及び天草税務課を担当する次長を除く。)」を加え、同条の次に次  
 の 3 条を加える。  
 (菊池総務課の課長及びその他の職員)  
 第 9 条 菊池総務課長は、熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課長をもって充てる。  
 2 前項に規定する職員以外の職員は、知事が特に命ずる者のほか、熊本県菊池地域振興  
 局総務部総務振興課の職員をもって充てる。  
 (八代総務課の課長及びその他の職員)  
 第 1 0 条 八代総務課長は、熊本県八代地域振興局総務部総務振興課長をもって充てる。  
 2 前項に規定する職員以外の職員は、知事が特に命ずる者のほか、熊本県八代地域振興  
 局総務部総務振興課の職員をもって充てる。  
 (天草総務課の課長及びその他の職員)  
 第 1 1 条 天草総務課長は、熊本県天草地域振興局総務部総務振興課長をもって充てる。  
 2 前項に規定する職員以外の職員は、知事が特に命ずる者のほか、熊本県天草地域振興  
 局総務部総務振興課の職員をもって充てる。  
 附則の次に別表として次の 2 表を加える。  
 別表第 1 (第 2 条関係)

課	位置
総務課	熊本市
収税第一課	
収税第二課	
課税第一課	
課税第二課	
菊池総務課	菊池市
菊池税務課	
八代総務課	八代市
八代税務課	
天草総務課	天草市
天草税務課	

別表第 2 (第 5 条関係)

課	分掌事務
総務課	(1) 公印に関する事(菊池総務課、八代総務課及び天草総務課の分掌事務に係るものを除く)。 (2) 職員の人事及び服務に関する事。 (3) 経理に関する事(菊池総務課、八代総務課及び天草総務課の分掌事務に係るものを除く)。 (4) 文書に関する事(菊池総務課、八代総務課及び天草総務課の分掌事務に係るものを除く)。 (5) 熊本総合庁舎の庁舎等の管理に関する事。 (6) 県税の徴収(収納、公売、交付要求、不納欠損並びに徴収嘱託及び受託に限る)に関する事。 (7) 納税貯蓄組合に関する事。 (8) 納税証明に関する事。 (9) 各地方支出機関(委任出納員の所管する地方支出機関をいう。以下同じ)の小切手の振出しに関する事。

	(10) 各地方支出機関の資金前渡に係る経費の精算に関する事。 (11) 各地方支出機関の支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支払の決定に関する事。 (12) 各地方支出機関の会計事務の指導に関する事。 (13) その他他課に属しない事。
収税第一課 収税第二課	(1) 県税の徴収に関する事（総務課の分掌事務に係るものを除く。）。
課税第一課 課税第二課	(1) 県税（法人県民税、県民税利子割、個人県民税の配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び鉦区税に限る。）の賦課に関する事。 (2) 熊本市、宇城地域振興局及び上益城地域振興局の所管区域を課税地とする県税（個人県民税の均等割・所得割、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関する事。
菊池総務課	(1) 公印に関する事（菊池総務課及び菊池税務課に係るものに限る。）。 (2) 経理に関する事（菊池総務課及び菊池税務課に係るものに限る。）。 (3) 文書に関する事（菊池総務課及び菊池税務課に係るものに限る。）。
菊池税務課	(1) 玉名地域振興局、鹿本地域振興局、菊池地域振興局及び阿蘇地域振興局の所管区域を課税地とする県税（個人県民税の均等割・所得割、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関する事。
八代総務課	(1) 公印に関する事（八代総務課及び八代税務課に係るものに限る。）。 (2) 経理に関する事（八代総務課及び八代税務課に係るものに限る。）。 (3) 文書に関する事（八代総務課及び八代税務課に係るものに限る。）。
八代税務課	(1) 八代地域振興局、芦北地域振興局及び球磨地域振興局の所管区域を課税地とする県税（個人県民税の均等割・所得割、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関する事。
天草総務課	(1) 公印に関する事（天草総務課及び天草税務課に係るものに限る。）。 (2) 経理に関する事（天草総務課及び天草税務課に係るものに限る。）。 (3) 文書に関する事（天草総務課及び天草税務課に係るものに限る。）。
天草税務課	(1) 天草地域振興局の所管区域を課税地とする県税（個人県民税の均等割・所得割、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関する事。

附 則  
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県訓令第 6 0 号**

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県熊本農政事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 35 号）の一部を次のように改正する。

- 第 3 条第 1 項中「農林水産審議員」を「審議員」に改める。
- 第 4 条第 2 項中「農林水産審議員」を「審議員」に、「農林水産政策に」を「農政に」に改め、同条第 7 項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。
- 第 6 条第 1 項各課共通に属する事項の項第 9 号中「第 3 号」を「第 4 号」に、「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項同事項の項第 26 号中「買収及び損失補償」を「買収、使用及

び損失補償」に改め、同項の項第 2 8 号中「第 2 0 号」を「第 2 2 号」に改め、同項農業普及・振興課に属する事項の項第 1 1 号及び第 1 2 号を次のように改める。

(11) 農業改良資金の貸付資格の認定に関する措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 23 号）による改正前の農業改良資金助成法の規定に基づき貸付金の資金管理及び使用の状況についての実地検査にすること。

第 6 条第 1 項農業普及・振興課に属する事項の項第 2 3 号を第 2 4 号とし、第 1 3 号から第 2 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 熊本県農業近代化資金融通措置要項の規程に基づく資金の貸付け及び使用の状況についての実地検査にすること。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に熊本農政事務所農林水産審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、熊本農政事務所審議員を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 6 1 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県地域振興局処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。

- 第 3 条第 5 項中「、税務専門員」を削り、同条第 6 項を次のように改める。
- 6 部に、審議員を置くことができる。
- 第 3 条中第 7 項から第 9 項までを削り、同条第 10 項中「及び主幹」を「、主幹及び出納専門員」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 11 項中「課長補佐」の次に「、主幹及び税務専門員」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条中第 12 項を第 9 項とし、第 13 項を第 10 項とし、第 14 項を第 11 項とし、同条に次の 1 項を加える。
- 12 総務出納課に出納専門員を置くことができる。
- 第 4 条第 7 項中「総務審議員」を「審議員」に、「総務部」を「部」に改め、同条中第 8 項から第 10 項までを削り、第 11 項を第 8 項とし、第 12 項を第 9 項とし、同条第 13 項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加え、同項を同条第 10 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。
- 11 出納専門員は、上司の命を受け、出納及び経理に関する事務を処理する。
- 第 4 条中第 14 項を第 12 項とし、第 15 項を第 13 項とし、第 16 項を第 14 項とする。
- 第 6 条第 1 項総務部総務振興課の項中「総務振興課」の次に「（上益城地域振興局を除く。）」を加え、同項同課の項第 5 号中「（委任出納員印を除く。）」を削り、同項同課の項第 16 号中「宇城地域振興局」の次に「及び八代地域振興局」を加え、同項同課の項中第 25 号を第 29 号とし、第 24 号の次に次の 4 号を加える。
- (25) 各地方支出機関（委任出納員の所管する地方支出機関をいう。以下同じ。）の小切手の振出しに関すること。
- (26) 各地方支出機関の資金前渡に係る経費の精算に関すること。
- (27) 各地方支出機関の支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支払の決定に関すること。
- (28) 各地方支出機関の会計事務の指導に関すること。
- 第 6 条第 1 項総務部総務振興課（上益城地域振興局に限る。）の項第 1 号中「土木部土木総務課」を「土木部総務出納課」に改め、同項総務部税務課の項第 1 号中「賦課徴収」を「徴収」に改め、同項同課の項に次の 1 号を加える。
- (2) 納税証明に関すること。
- 第 6 条第 1 項農林部林務課（球磨地域振興局に限る。）の項第 2 号中「森林保全課」を「農林部森林保全課」に改め、同条同項農林部森林保全課の項第 1 号中「第 11 号」を「第 12 号」に改め、同項同課の項に次の 1 号を加える。
- (2) 災害復旧に関すること（農林部林務課（球磨地域振興局に限る。）の所掌に係る事務を除く。）。
- 第 6 条第 1 項土木部土木総務課の項中「土木部土木総務課」を「土木部総務出納課」に改め、同項同課の項第 1 号中「（委任出納員印を除く。）」を削り、同項同課の項中第 11 号を第 15 号とし、第 10 号の次に次の 4 号を加える。
- (11) 各地方支出機関（委任出納員の所管する地方支出機関をいう。以下同じ。）の小切手の振出しに関すること。
- (12) 各地方支出機関の資金前渡に係る経費の精算に関すること。
- (13) 各地方支出機関の支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支払の決定に関すること。
- (14) 各地方支出機関の会計事務の指導に関すること。



			福祉保護係	
		衛生環境課		
		保健予防課		
		農林水産部	農業普及・振興課	調整係
		農地整備課		
		土木部	林務課	林務係
			水産課	
			技術管理課	
			景観建築課	
			用地課	
熊本県鹿本 地域振興局	総務部	工務課	道路係 治水港湾係	
		維持管理課	管理係 維持係	
	保健福祉環境部	総務振興課		
		税務課		
		総務企画課		
		福祉課	保健福祉係	
		衛生環境課		
	農林部	保健予防課		
		農業普及・振興課	調整係	
		農地整備課		
土木部	林務課	林務係 森林保全係		
	技術管理課	技術管理係 景観建築係		
	用地課			
	工務課			
	維持管理課	管理係 維持係		
熊本県菊池 地域振興局	総務部	総務振興課		
		税務課		
	保健福祉環境部	総務企画課		
		福祉課	保健福祉係 福祉保護係	
		衛生環境課		
		保健予防課		
		農業普及・振興課	調整係	
	農林部	農地整備課		
		菊池台地土地改良課		
		林務課	林務係 森林保全係	
		土木部	技術管理課	
		土木部	景観建築課	
			用地課	
			工務課	道路係 治水係
			維持管理課	管理係 維持係

熊本県阿蘇 地域振興局	総務部	総務振興課	
		税務課	
	保健福祉環境部	総務企画課	
		福祉課	保健福祉係
		衛生環境課	
		保健予防課	
	農林部	農業普及・振興課	調整係
		農地整備課	
		林務課	林務係 森林保全係 森林土木係
	土木部	技術管理課	技術管理係 景観建築係
		用地課	
		工務課	道路係 治水係
		維持管理課	管理係 施設係 防災係
熊本県上益 城地域振興 局	総務部	総務振興課	
		税務課	
	保健福祉環境部	総務企画課	
		福祉課	保健福祉係 福祉保護係
		衛生環境課	
		保健予防課	
	農林部	農業普及・振興課	調整係
		農地整備課	
		林務課	林務係 森林保全係
	土木部	総務出納課	
		技術管理課	
		景観建築課	
		用地課	
工務課		道路係 治水係	
維持管理課		管理係 維持係	
熊本県八代 地域振興局	総務部	総務振興課	
		税務課	
	保健福祉環境部	総務企画課	
		福祉課	保健福祉係
		衛生環境課	
		保健予防課	
		試験検査課	
	農林水産部	農業普及・振興課	調整係
		農地整備課	
		林務課	林務係 森林保全係 森林土木係

		水産課	
	土木部	技術管理景観課	
		用地課	
		工務課	道路係 治水下水道係 港湾係
		維持管理課	管理係 施設係 防災係
熊本県芦北 地域振興局	総務部	総務振興課	
		税務課	
	保健福祉環境部	総務企画課	
		福祉課	保健福祉係
		衛生環境課	
		保健予防課	
	農林部	農業普及・振興課	調整係
		農地整備課	
		林務課	林務係
	土木部	技術管理景観課	
		用地課	
		工務課	道路・環境整備係 治水係
維持管理課			
熊本県球磨 地域振興局	総務部	総務振興課	
		税務課	
	保健福祉環境部	総務企画課	
		福祉課	保健福祉係 福祉保護係
		衛生環境課	
		保健予防課	
	農林部	農業普及・振興課	調整係
		農地整備課	
		川辺川土地改良課	
		林務課	林務係 林道係
		森林保全課	森林保全係 治山係
	土木部	技術管理課	技術管理係 景観建築係
		用地課	
		工務課	道路係 治水係
		維持管理課	管理係 施設係 防災係
	熊本県天草 地域振興局	総務部	総務振興課
税務課			
保健福祉環境部		総務企画課	
		福祉課	保健福祉係

		衛生環境課	
		保健予防課	
	農林水産部	農業普及・振興課	調整係
		農地整備課	
		林務課	林務係 森林保全係 森林土木係
		水産課	水産係 指導係
		漁港課	
		技術管理課	技術管理係 景観建築係
	土木部	用地課	
		工務第一課	国道係 県道係 幹線道路係
		工務第二課	治水係 港湾係
		維持管理課	管理係 施設係 防災係

附 則

- この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、それぞれ同表の新欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

旧	新
総務審議員	審議員
保健福祉環境審議員	審議員
農林水産審議員	審議員
土木審議員	審議員

熊本県訓令第 6 2 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県新幹線都市整備室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県新幹線都市整備室設置規程の一部を改正する訓令  
熊本県新幹線都市整備室設置規程（平成 21 年熊本県訓令第 4 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

題名を次のように改める。  
熊本県鉄道高架推進室設置規程  
第 1 条及び第 2 条を次のように改める。  
（設置）

- 第 1 条 熊本駅周辺地域における鉄道施設の高架化及び都市基盤の整備を推進するため、  
土木部道路都市局都市計画課に鉄道高架推進室（以下「室」という。）を置く。  
（分掌事務）
- 第 2 条 室の分掌事務は、熊本駅周辺地域の鉄道施設の高架化及び都市基盤の整備に係る  
事業の調整及び推進に関することとする。
- 第 4 条第 1 項中「土木部都市計画課長」を「土木部道路都市局都市計画課長」に改める。  
第 5 条中「都市計画課長」を「土木部道路都市局都市計画課長」に改める。  
第 6 条中「土木部都市計画課」を「土木部道路都市局都市計画課」に改める。

附 則

- この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この訓令の施行の際現に土木部都市計画課新幹線都市整備室に勤務を命ぜられている  
者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、土木部道路都市局  
都市計画課鉄道高架推進室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 6 3 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
各 地 方 出 先 機 関  
労働委員会事務局  
熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員安全衛生管理規程（平成 2 年熊本県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「部（公室）及び課（総室・室・センター）並びに」を「部（公室）・局・課（センター）及び」に改め、同条第 4 号中「総室・室・」を削る。

第 5 条第 6 項中「総務部次長（総務事務センター担当）」を「総務部総務税務局長」に改める。

第 7 条第 2 項中「総務部総務事務センター長」を「総務部総務税務局総務事務センター長」に改める。

第 1 2 条の次に次の 2 条を加える。  
（総括産業医）

第 1 2 条の 2 本庁及び出先機関の職員の健康管理に関する業務を総括的に管理させるため、熊本県総括産業医を置く。

2 熊本県総括産業医は、熊本県総括安全衛生管理者が医師である職員のうちから選任する。

3 熊本県総括産業医は、第 1 4 条第 1 項各号に掲げる事項について、熊本県総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は熊本県精神保健産業医、産業医及び衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

（精神保健産業医）

第 1 2 条の 3 本庁及び出先機関の職員の心の健康管理に関する業務を総括的かつ専門的に管理させるため、熊本県精神保健産業医を置く。

2 熊本県精神保健産業医は、熊本県総括安全衛生管理者が医師である職員のうちから選任する。

3 熊本県精神保健産業医は、第 1 4 条第 1 項各号に掲げる事項のうち心の健康管理に関する事項について、熊本県総括産業医に対して意見を述べ、熊本県総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は産業医及び衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

第 1 5 条第 1 項中「総室・室・」を削る。

第 2 2 条中「総務部総務事務センター」を「総務部総務税務局総務事務センター」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 6 4 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県税条例施行規則第 3 条第 3 項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県税条例施行規則第 3 条第 3 項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本県税条例施行規則第 3 条第 3 項の出納員等及び場所の指定に関する訓令（昭和 3 8 年熊本県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項を次のように改める。

第 1 条 熊本県税条例施行規則（昭和 3 0 年熊本県規則第 4 号。以下「規則」という。）第 3 条第 3 項に規定する出納員等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 各地域振興局（菊池地域振興局、八代地域振興局及び天草地域振興局を除く。）

総務部税務課長  
(2) 菊池地域振興局、八代地域振興局及び天草地域振興局 収納事務の担当を命ぜられた主幹（主幹を置かない場合にあつては参事）

(3) 自動車税事務所 管理課税課長

(4) 熊本県税事務所 総務課の収納事務の担当を命ぜられた主幹（主幹を置かない場合にあつては参事）

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第65号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第8号中「総務部税務課」を「総務部総務税務局税務課」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 地域振興局長等 地域振興局長、熊本県税事務所長及び自動車税事務所長をいう。  
第2条第10号中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改める。

第3条第1項、第2項及び第3項中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、同条第4項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第5条第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第7条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第10条第2項及び第3項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第11条中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に、「第3条第2項に規定する領収証」を「第3条第2項に規定する領収証書」に、「省令第18条」を「省令第8条の28」に改める。

第12条中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第14条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「の各号」を削る。

第15条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「の各号」を削り、同条第4項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「課税事務担当者からの」次に「熊本県税事務所又は地域振興局（自動車取得税にあっては自動車税事務所）の」を加える。

第16条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に、「（規則別記第29号様式及び）」を「（規則別記第29号様式）及び個人の県民税の滞納繰越分調定（異動）状況報告書（）」に改める。

第18条中「個人の事業開始・廃止（事務所、事業所の移転）届出書」を「個人の事業開始等届出書」に改める。

第22条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同項第1号中「、当該年度の6月30日までに」を削り、「7月15日」を「7月中の本庁で定める日」に改める。

第25条中「個人事業税決定決議書兼明細書」を「個人事業税決定決議書兼調定明細書」に改める。

第26条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第27条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に、「前項の通知に基づき」を「他の都道府県知事から個人事業税の分割通知を受けたときは」に改め、同項を同条第2項とする。

第29条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第30条、第31条及び第33条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第34条中「税務署」を「国の税務官署」に、「行なう」を「行う」に改める。

第37条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 熊本県税事務所長は、法人の主たる事務所又は事業所が所在する他の都道府県知事から、法人の県民税及び事業税の課税標準額等の通知を受けたときは、必要な事項を電算処理するものとする。

第39条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第40条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「所管区域内における」を削り、同条第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第40条の2中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第41条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項及び第3項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第43条第1項及び第44条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第46条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「しゅん工認可申請」を「竣功認可申請」に改め、「土地・建物登記（登録）済資料せん」の次に「〔不動産取得税入力表（承継）〕」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同項を同条第2項とする。

第47条、第48条、第48条の2、第50条及び第51条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第52条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「地域振興局又は熊本」を削る。

第53条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第54条の2中「（別記第33号様式）」及び「（別記第33号の2様式）」を削る。

第55条、第56条、第57条、第59条及び第71条第1項中「局長等」を「熊本県

税事務所長」に改める。

第72条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に、「特別徴収義務者の証」を「軽油引取税特別徴収義務者証」に改め、同条第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に、「軽油等の受払報告書」を「軽油等の受払い等の数量報告書」に改め、同条第3項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第4項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に、「規則別記第45号様式」を「規則別記第45号の10様式」に改め、同条第5項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に、「特別徴収義務者の証」を「特別徴収義務者証」に改める。

第73条、第75条、第76条及び第77条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第78条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「作成される免税証」の次に「(省令第16号の13様式)」を加え、第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第78条の2中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第78条の3中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「関係局長等及び」を削る。

第78条の4第1項及び第3項、第78条の5、第78条の6並びに第78条の7中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第78条の8第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「軽油引取税徴収猶予申請書」の次に「(規則別記第45号の14様式)」を加える。

第78条の9中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第78条の10第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に、「原則として年1回以上」を「必要に応じ」に改め、同条第3項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第78条の11第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第78条の12第1項及び第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、同条第3項中「(別記第63号の2様式)」を削る。

第78条の13、第78条の14第1項、第78条の15第2項及び第78条の16中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第82条中ただし書を削る。

第83条第1項中「地域振興局長及び」を削り、同条第2項中後段を削る。

第85条中「地域振興局長及び」を削る。

第88条中「作成し、その他のものについては鉾区税調査表に必要事項を記載するものとす。」を「作成する。」に改める。

第121条の2第1項及び第121条の4中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第121条の6中「(別記第107号の3様式)」を削る。

第121条の7中「局長等」を「熊本県税事務所長」に、「年1回以上」を「必要に応じ」に改める。

第125条並びに第126条第1項及び第3項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第129条中「の各号」を削り、同条第2号中「納付(納入)受託証券引継書」を「納付(納入)受託証書等引継書」に改める。

第130条第1項及び第2項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第131条第1項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改め、同条第2項を削る。

第132条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、同条第2項中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に、「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第133条中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第134条中「の各号」を削り、同条第1号中「(ただし第162条の規定による徴収の受託に係る徴収金を除く。)」を削る。

第135条中「局長等」を「地域振興局長及び熊本県税事務所長」に改める。

第136条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第138条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、同条第2項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第139条第1項中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

第143条中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第144条中「関係局長等」を「地域振興局長及び熊本県税事務所長」に改める。

第145条中「局長等」を「地域振興局長等」に改める。

第149条第1項中「の各号」を削り、「滞納処分の停止通知書」を「滞納処分の執行停止通知書」に改め、同条第2項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第150条中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第151条中「滞納処分の停止取消通知書」を「滞納処分の執行停止取消通知書」に改める。

第153条第2項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改め、同

項第 2 号中「第 6 条の 1 0 第 2 項」を「第 6 条の 1 0 第 3 項」に改め、「登記嘱託書（その 6）」の次に「（別記第 2 3 2 号の 2 様式）」を加え、同条第 3 項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第 1 5 5 条第 1 項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改め、同条第 2 項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改め、「登記嘱託書（その 7）」の次に「（別記第 2 3 2 号の 3 様式）」を加え、同条第 3 項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改める。

第 1 5 8 条第 1 項中「不納欠損処分は」を「熊本県税事務所長及び自動車税事務所長は」に改め、「の各号」を削り、「（別記第 1 5 6 号様式）により」の次に「不納欠損処分を」を加え、同条第 2 項中「総務部税務課長は、」を削り、「欠損処分をしたときは」を「不納欠損処分をしたときは」に改める。

第 1 5 9 条第 4 項中「局長等及び自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に改め、「当該徴収嘱（受）託関係書（滞納整理カードその他の書類を含む。）」を「当該徴収嘱（受）託関係書及び滞納整理カードその他の書類」に、「付してとじ合わせ」を「付して編てつし」に、「別途にとじ合わせて」を「別途に編てつして」に改める。

第 1 6 0 条中「局長等」を「地域振興局長及び熊本県税事務所長」に改める。

第 1 6 1 条第 1 項中「局長等」を「地域振興局長及び熊本県税事務所長」に改め、「（別記第 1 5 8 号様式）」を削る。

第 1 6 5 条中「規定」を「規程」に改める。

第 1 6 7 条、第 1 6 8 条及び第 1 6 9 条中「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

別表第 1 作成者の欄中「局長等自動車税事務所長」を「地域振興局長等」に、「局長等」を「熊本県税事務所長」に改める。

別記第 2 号様式中「局（所）長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削り、「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印」

事務所長 印」に改める。別記第 3 号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長 印」を「熊本県 事務所長 印」

に、「当地域振興局（事務所）」を「当事務所」に改める。

別記第 4 号の 2 様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長」を「熊本県 事務所長」に、「当地域振興局（事務所）」を「当事務所」に改める。

別記第 4 号の 3 様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県 事務所長」を「熊本県 事務所長」に、「当地域振興局（事務所）」を「当事務所」に改める。

別記第 5 号様式中「局（所）長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」、「主査」、「課員」及び「収税係」を削る。

別記第 9 号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印」

に、「地域振興局（熊本県税事務所）」を「地域振興局（熊本県税事務所）」に、「当地域振興局（県税事務所）」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第 1 0 号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長」に改め

る。

別記第 1 1 号様式中「 地域振興局長 熊本県税事務所長」を「熊本県税事務所長」に改める。

別記第 1 4 号様式、別記第 1 7 号様式、別記第 1 8 号様式及び別記第 1 9 号様式中「熊本 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印」に改める。

別記第 2 1 号様式中「局（所）長」、「部長」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削る。

別記第 2 2 号様式中「局（所）長」、「部長」、「課長」、「係長」及び「主査」を削る。

別記第 3 9 号様式中「所長」、「次長」、「課長」、「参事」及び「主査」を削る。

別記第 4 0 号様式中「当事務所」を「熊本県自動車税事務所」に改める。

別記第 4 1 号様式中「所長」、「次長」、「課長」、「参事」及び「主査」を削る。

別記第 4 2 号様式中「当事務所」を「熊本県自動車税事務所」に改める。

別記第 4 3 号様式中「所長」、「次長」、「課長」、「参事」及び「主査」を削る。

別記第 4 4 号様式中「当事務所」を「熊本県自動車税事務所」に改める。

別記第 4 5 号様式中「所長」、「次長」、「課長」、「参事」及び「主査」を削る。

別記第 4 6 号様式中「所長」、「次長」、「課長」、「係長」、「主査」及び「係員」を削る。

別記第 5 3 号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様」に改める。

別記第 5 7 号様式及び別記第 5 8 号様式中「熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印」

熊本県税事務所長 印」に、「当地域振興局（県税事務所）」を「熊本県税事務所」に改

める。  
別記第59号様式、別記第63号の2様式、別記第63号の3様式及び別記第63号の5様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削る。

別記第63号の6様式及び別記第63号の7様式中「1」を削る。

別記第66号様式を次のように改める。

別記第66号様式 削除

別記第70号様式中「当県税事務所」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第121号様式中「課長」、「係長」及び「係員」を削る。

別記第126号様式及び別記第128号様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削る。

別記第131号様式(その1)中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」及び「主査」を削る。

別記第131号様式(その2)及び別記第132号様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削る。

別記第133号様式中「局(所)長」、「課長」、「係長」及び「主査」を削る。

別記第135号様式、別記第137号様式、別記第138号様式、別記第142号様式、別記第143号様式、別記第144号様式、別記第149号様式、別記第152号様式及び別記第155号様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」及び「主査」を削る。

別記第156号様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」、「主査」及び「課員」を削り、「賦課地」を「課税地」に改める。

別記第204号様式、別記第207号様式、別記第242号様式(その1)及び別記第242号様式(その2)中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」及び「主査」を削る。

別記第243号様式及び別記第252号様式中「局(所)長」、「次長」、「部長」、「副部长」、「課長」、「係長」を削る。

別記第257号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長」に、「当地域振興局(事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第258号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長」に改める。

める。  
別記第259号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長」に、「当地域振興局(事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

別記第260号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長」に改める。

める。  
別記第261号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県熊本県税事務所長」に、「当地域振興局(事務所)」を「熊本県税事務所」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。